

議 第 1 5 号

企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

本市企業振興条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月16日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市企業振興条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市企業振興条例（令和3年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 地域未来投資促進法適用工場等 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき設置される地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設をいう。

第4条第1項中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する間」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 7 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 条第 1 項中「又は第 4 条」を「、第 4 条又は第 5 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(地域未来投資促進法における課税免除)

第 5 条 市長は、地域未来投資促進法適用工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が 1 月 1 日である場合にあっては、その属する年）の 4 月 1 日を初日とする最初の年度以降 3 か年度に限り、当該地域未来投資促進法適用工場等に係る固定資産（地域未来投資促進法第 4 条第 6 項の規定による基本計画の同意の日以後において取得したものに限り、その取得価格の合計が 1 億円を超え、償却資産は構築物のみを対象とし、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該地域未来投資促進法適用工場等の建設の着手があった場合における土地に限る。）について、本市が課する固定資産税の課税を免除することができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市企業振興条例（令和3年12月21日条例第49号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域未来投資促進法適用工場等</u> <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）</u> <u>第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき設置される地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設をいう。</u></p> <p>(過疎地域における課税免除)</p> <p>第4条 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）</u> <u>第1条第1号に規定する間に、過疎地域のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄に掲げる事業の用に供する設備のうち、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものをいう。））であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のものの取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うもの）にあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。））に対して課する固定資産税は、当該設備の取得等の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、課税を免除することができる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(過疎地域における課税免除)</p> <p>第4条 <u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、過疎地域のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものをいう。））であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のものの取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うもの）にあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。））に対して課する固定資産税は、当該設備の取得等の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、課税を免除することができる。</u></p>

改正後

月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年
度分について、課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(地域未来投資促進法における課税免除)

第5条 市長は、地域未来投資促進法適用工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年(事業の用に供する日が1月1日である場合にあっては、その属する年)の4月1日を初日とする最初の年度以降3か年度に限り、当該地域未来投資促進法適用工場等に係る固定資産(地域未来投資促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日以後において取得したものに限り、その取得価格の合計が1億円を超え、償却資産は構築物のみを対象とし、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該地域未来投資促進法適用工場等の建設の着手があった場合における土地に限る。)について、本市が課する固定資産税の課税を免除することができる。

(不均一課税又は課税免除の申請)

第6条 (略)

(奨励金の交付)

第7条 市長は、製造の事業の用に供する設備(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産のうち機械及び装置をいい、賃借するものを含む。)を新設又は更新するものであって、その取得価額(賃借する場合にあっては、当該設備のリース料にかかわらず、物件代金(購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。)とする。)の合計額が一の年において1,000万円を超えるものの取得をした者(第3条、第4条又は第5条の規定に該当するものは除く。)について、当該設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度に、当該設備の取得価額に2パーセントを乗じて得た額の範囲内で奨励金を交付する。

2～5 (略)

(奨励金の交付申請)

第8条 (略)

改正前

(1)・(2) (略)

(不均一課税又は課税免除の申請)

第5条 (略)

(奨励金の交付)

第6条 市長は、製造の事業の用に供する設備(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産のうち機械及び装置をいい、賃借するものを含む。)を新設又は更新するものであって、その取得価額(賃借する場合にあっては、当該設備のリース料にかかわらず、物件代金(購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。)とする。)の合計額が一の年において1,000万円を超えるものの取得をした者(第3条又は第4条の規定に該当するものは除く。)について、当該設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度に、当該設備の取得価額に2パーセントを乗じて得た額の範囲内で奨励金を交付する。

2～5 (略)

(奨励金の交付申請)

第7条 (略)

改正後	改正前
<p>(承継) 第9条 (略) 2 (略)</p> <p>(不均一課税又は課税免除の取消し等) 第10条 (略)</p> <p>(奨励金の返還) 第11条 (略)</p> <p>(報告調査) 第12条 (略)</p> <p>(委任) 第13条 (略)</p>	<p>(承継) 第8条 (略) 2 (略)</p> <p>(不均一課税又は課税免除の取消し等) 第9条 (略)</p> <p>(奨励金の返還) 第10条 (略)</p> <p>(報告調査) 第11条 (略)</p> <p>(委任) 第12条 (略)</p>